

令和2年 夏の「郷土に学び・育む青少年運動」実施要領

1 趣旨

夏休み期間を中心に、青少年の自立の精神と豊かな感性の^{ふるさと}かん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした「郷土に学び・育む青少年運動」を家庭・学校・職場・地域及び関係機関・団体等が一体となって積極的に展開することにより、鹿児島島の古くからの伝統である地域で青少年を育てる気風を盛り上げ、郷土に根ざしたグローバルな人材を育成する。

2 期間

令和2年7月1日～8月31日

3 主唱

鹿児島県、鹿児島県青少年育成県民会議

4 実施機関・団体

鹿児島県、鹿児島県教育委員会、鹿児島県警察本部
鹿児島県青少年育成県民会議、地域青少年育成推進協議会
市町村、市町村教育委員会、青少年育成市町村民会議、校区青少年育成組織
青少年育成関係機関・団体 等

5 運動の進め方

青少年育成は家庭が基本であるという認識のもとに、鹿児島島の教育的伝統と風土を生かしながら、学校、職場、地域、関係機関・団体等は、それぞれの実情に応じた取組を、独自に、又は相互に連携して実施する。

特に、この期間は、児童生徒の夏休み期間を含み、生活のリズムの乱れ等により非行や不登校につながることも懸念されることから、より関係機関・団体と連携を図り、基本的な生活習慣の育成や非行防止、事故（水難・交通）防止及びSNS利用に係る子どもの性被害等の防止についても重点的に推進する。

なお、取組に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、まん延防止に努めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を行うこととする。

区分	運動の基本的な進め方
市町村及び 青少年育成市町村民会議	青少年育成コーディネーターを中心に、具体的な実施計画等を作成するとともに、市町村民会議の機能を強化し、市町村民総ぐるみで本運動が展開できるように効果的な推進を図る。
校区青少年育成組織等	青少年育成推進員を中心に、学校、PTA、警察、青少年育成団体、自治公民館、高齢者団体、地域女性団体、NPO団体、ボランティア団体等と緊密な連携を図り、本運動の周知を図るとともに、地域と一体となった青少年育成活動を推進する。
家庭	「早寝早起き朝ごはん」国民運動の実践など、基本的な生活習慣の育成に努めるとともに、「家庭の日」（毎月第3日曜日）、「育児の日」（毎月19日）を中心に、家庭での語り合いや、親子のふれあいを実践する。
学校	学校を中心に、家庭、地域、関係機関・団体等と連携し、児童生徒のSNS利用に係る子どもの性被害等の防止への取組や地域活動への参加を推進するとともに、生徒指導・安全指導の充実に努める。
職場	「ワークライフバランス」を推奨し、勤労青少年に働く喜びを与える職場づくりに努めるとともに、「家庭の日」、「育児の日」の子どもへの関わりや「青少年育成の日」（毎月第3土曜日）等に行われる青少年育成活動への参加を奨励・支援する。
地域	「青少年育成の日」を中心に、かごしま地域塾や子ども会活動など地域の特色を生かした青少年育成活動を支援・実施する。
関係機関・団体等	行政と民間団体等は、情報を密に連携し、地域ぐるみで青少年を育む気運を盛り上げ、活発な青少年育成活動が展開されるよう運動の推進を図る。

6 実施事項

(1) 推進体制の充実・強化

【重点取組事項】 地域一体となった非行・事故・SNS利用に係る子どもの性被害等の防止

内 容	具 体 策
ア 青少年育成推進大会や座談会、連絡会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民会議の機能を活用し、本運動の普及・啓発を図るとともに、先進的な活動の紹介、アンケート等の実施、意見交換等、各地域での特色ある活動を参考にし、取組の共通理解と共通実践に努める。
イ 青少年育成コーディネーター及び青少年育成推進員との連携	<ul style="list-style-type: none"> 青少年育成コーディネーターは、青少年育成推進員と連携を図り、市町村内における本運動の普及・啓発に努めるとともに、関係機関・団体等に対するアドバイスや相談活動に努める。 青少年育成推進員は、小学校区内の子ども会活動や地域活動等の活性化を図り、積極的なアドバイスや相談活動に努める。
ウ 市町村民会議の推進体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 青少年育成関係者のみならず幅広く本運動の活動の内容の普及・啓発を図る。 管内の学校、PTA、警察、青少年団体、自治公民館、ボランティア団体等で組織された市町村民会議の機能を強化するとともに、青少年育成コーディネーターを積極的に活用し、本運動の効果的な推進を図る。
エ 校区青少年育成組織の推進体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 小学校区内の関係機関・団体、青少年育成指導者等で組織された校区青少年育成組織の会合を開催し、青少年育成推進員と連携し、校区で一体となった青少年育成の推進を図る。

(2) 青少年の育成

【重点取組事項】 家族のふれあいや地域が一体となった活動の推進

内 容	具 体 策
ア 親・大人の意識の高揚・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭の日」、「育児の日」を中心に、家族のふれあいを促進するとともに、この期間は児童生徒の夏休みを含むことから、日頃体験できない自然体験や文化体験活動を推進する。 ラジオ体操への参加や「早寝早起き朝ごはん」の習慣化などを通して基本的な生活習慣の育成に努める。 スマートフォンやSNS、ゲームのリスクや安心・安全な利用について親子で話し合い、「正しい生活習慣」づくりやスマートフォン等を正しく利用するための「家庭でのルール」づくりを推奨し、青少年が日々の生活習慣を見つめ直す取組を推進する。 家庭や地域でのあいさつ・声かけを励行するなど、保護者や地域の大人が、子どものよき手本となる行動・活動を実践し、モラルやルール等の遵守など社会規範の意識高揚に努める。
イ 地域ぐるみの青少年育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や学校、職場、地域等が相互に持てる力を十分発揮し、社会とのつながりや規範意識を高める取組を推進し、それぞれの立場で青少年の成長に合わせた支援や指導を行う。 家庭、学校、職場、地域、関係機関・団体等が一体となり、地域ぐるみの取組を推進する。

<p>ウ 青少年の主体的な活動の推進</p>	<p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会や児童委員、民生委員等と連携した子育て家庭への声かけ ○ 自治会・関係団体・学校等の行事の共同開催 ○ ノー残業デー・年休取得促進日の設定 ○ 「かごしま子育て支援パスポート事業」の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島のお古くからの伝統である「地域で青少年を育む気風」を盛り上げ、家庭、学校、職場、地域、関係機関・団体等が一体となった、地域ぐるみで異年齢集団による体験活動等を推進する。 ・ 鹿児島の教育的風土や地域の伝統を生かした「かごしま地域塾」活動を積極的に推進する。 ・ 青少年を企画・運営段階から地域の行事に参画させたり、役割を与えたりするなど、青少年の自己有用感を高める工夫を行い、地域行事への主体的な参加を促進する。 ・ 「青少年育成の日」を中心に、地域の特色を生かした自然体験活動、子ども会活動、郷土芸能伝承活動、世代間ふれあい活動等を推進し、地域における青少年の「居場所」づくりを図る。 ・ 青少年を地域活動、美化・清掃活動、ボランティア活動等に参加させ、青少年の社会性や規範意識の向上を図る。
------------------------	---

(3) 青少年を育てる環境づくりの推進

【重点取組事項】

非行・被害防止に繋がる環境浄化への積極的な取組

内 容	具 体 策
<p>ア 青少年を取り巻く社会環境の浄化活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォン等インターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により青少年が犯罪の被害者や加害者となったり、いじめや思いがけず他人のプライバシーを侵害したりすることでトラブルに陥るなど、深刻な問題も発生している。 このため、終業式や保護者会等の場を活用して、これらの問題を周知するほか、フィルタリングの利用推進、インターネットを正しく理解し活用する能力及びインターネットリテラシーの向上、子どものスマートフォン、ゲーム等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等が行えるペアレンタルコントロール機能の活用推進などについて、青少年や保護者の意識を高めるための取組を行う。 ・ インターネット利用に係る児童買春や児童ポルノ、ストーカーやいわゆる「自画撮り被害」等の犯罪被害防止に努める。 ・ 万引きや自転車盗等、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を身につけるための非行防止取組の推進に努める。 ・ 覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の危険性や有害性に関する正しい知識の普及に努める。 ・ 声かけ事案対策や防犯対策等、子どもの安全対策の強化に努める。 ・ 危険箇所や危険箇所表示等の再点検により、事故防止対策を図る。 ・ 地域における社会環境点検を行い、有害環境浄化活動の推進に努める。
<p>イ 補導活動の強化、非行防止活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の深夜外出を「しない・させない」環境づくりに努める。 ・ 不良行為及び初発型非行（犯罪）に対して、組織的かつ計画的に補導活動を実施し、深夜徘徊、20歳未満の者の飲酒・喫煙、薬物乱用等の早期発見と適切な指導に努める。 ・ 無職少年等に対する声かけや地域活動参加の機会づくりに努める。 ・ カラオケボックスやインターネットカフェなど、目につきにくい場所における喫煙・飲酒等を防止するための管理者対策を図る。

<p>ウ 相談体制及び情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者及びその保護者が一人で悩むことなく安心して相談できる環境を整えるとともに、相談機関が相互に連携し、適切な助言・支援に努める。 ・ 子ども・若者の社会的自立を支援する県・市町村関係機関や「かごしま子ども・若者総合相談センター（県青少年会館内）」の周知に努める。 ・ インターネット利用に関する犯罪被害に関するトラブルに遭った際の相談窓口を積極的に周知する。 ・ 「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権110番」、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の周知を図る。
------------------------	--

(4) 関係機関・団体が相互に連携した運動の推進

【重点取組事項】 広報啓発を通じた運動の活性化

内 容	具 体 策
<p>ア 関係機関・団体の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体、青少年育成指導者等で組織された青少年育成組織の会合を開催し、青少年関連行事の調整を行うなど、関係機関・団体等が緊密に連携し、地域が一体となって本運動を展開できるよう推進する。
<p>イ 情報収集・情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体等の青少年育成活動やボランティア活動、地域行事等の情報収集・提供を積極的に行い、地域の青少年活動の活性化を図る。
<p>ウ 広報啓発活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌（紙）やポスター、のぼり旗、看板、広報車、有線・無線放送等により、本運動及び「家庭の日」、「青少年育成の日」、「育児の日」の広報啓発を図る。 <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「家庭の日」の歌『まあるくなった』CDの活用呼びかけ ○ のぼり旗の設置 ○ 「家庭の日」、「青少年育成の日」、「育児の日」の理解・協力について、PTA連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、スポーツ少年団、中体連（学校）等への要請に努める。

【期間中の関連行事】

「青少年の非行・被害防止全国協調月間」（内閣府）7月

「『ダメ。ゼッタイ。』普及活動」（厚生労働省）6月20日～7月19日

「薬物乱用防止広報強化月間」（薬物乱用対策推進本部）6月～7月

「“社会を明るくする運動”強化月間」（法務省）7月